

議案第 12 号

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市下水道条例の一部を改正する条例（平成 21 年川崎市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち第 33 条第 1 項及び第 35 条の改正規定中「及び第 35 条」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第 34 条後段を次のように改める。

この場合において、第 21 条、第 23 条から第 26 条までの規定、第 28 条及び前条中「管理者」とあるのは「市長」と、第 21 条、第 27 条及び第 28 条中「下水道敷」とあるのは「用水路敷」と読み替えるものとする。

第 35 条中「市長」の次に「又は管理者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

用水路敷の占用許可等に係る事務を市長の事務とするため、この条例を制定するものである。